

(参考 4-1)

神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(第10条による改正)

(助成の範囲の特例)

第6条 条例第4条第7項に規定するその他特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める条例第4条第1項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）を免除する。

(1) 対象者の生計を主として維持する者（次号イ及びウ並びに第3号において「主たる生計維持者」という。）の失業等により、その者の失業等の事実が発生した日以後1年間の推計合計所得（次に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）の12分の1の額が、基準生活費（_____

失業等の事実が発生した日の属する年度
（失業等の事実が発生した日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）
の4月1日における

_____生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章1(1)ア(ア)の規定（同章1(1)ア(ア)第2類の表のうち地区別冬季加算額に係る部分を除く。）及び同章1(2)アの規定（12月の基準生活費の額につき同章1(2)アの期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする旨を定める部分を除く。）により算定される基準生活費をいう。以下同じ。）の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少し、かつ、対象者の属する世帯の生計が著しく困窮していると認められる場合 すべての一部負担金

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「震災等」という。）により、次

に掲げる場合のいずれかに該当した場合 すべての一部負担金

ア, イ 略

ウ 主たる生計維持者に係る震災等の発生した日以後1年間の推計合計所得の12分の1の額が, 基準生活費の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少した場合

885分の990

(3) 干害, 冷害, 凍霜害その他の気象上の原因による農作物の被害の発生により, 主たる生計維持者に係る当該発生した日以後1年間の推計合計所得の12分の1の額が, 基準生活費の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少した場合 すべての一部負担金

885分の990

(4), (5) 略

2 ~ 5 略